

JIS

UDC 681. 5: 681. 2

C 1803

工業プロセス計測制御機器の 性能表示法通則

JIS C 1803-1995

(2001 確認)

(2006 確認)

平成7年11月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 62.1.1 改正：平成 7.11.1

官 報 公 示：平成 7.11.1

原案作成協力者：社団法人 日本電気計測器工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 川瀬 太郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

工業プロセス計測制御機器の 性能表示法通則

C 1803-1995

General rules for defining expression of the performance of industrial-process measurement and control equipment

1. 適用範囲 この規格は、工業プロセス計測制御機器全般にわたる基本的な性能の表し方について規定する。

ただし、特定の機器について、その性能の表し方を定めた規格がある場合は、その規格による。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 0155 工業プロセス計測制御用語

JIS C 1002 電子測定器用語

JIS C 1804 工業プロセス計測制御機器の使用環境条件

JIS Z 8103 計測用語

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS B 0155、JIS C 1002及びJIS Z 8103によるほか、次のとおりとする。

(1) **定格性能** 製造業者が個別の機器について保証する性能。カタログ、仕様書などに表示する。

(2) **個別性能** 個別の機器について実際に試験を行って得た性能。個々の機器の成績書などに表示する。

(3) **形式試験** 定格性能全般の確認を目的として行う試験。

なお、試作品及び量産品について製造業者が行う性能全般の確認及び使用者が行う定格性能の確認のために行う試験は、通常、形式試験を適用する。

(4) **個別試験** 個別性能を確認する目的で行う試験で、通常、個別性能を表す全項目の一部について試験する。

なお、製造業者の出荷試験及び使用者の立会試験には、通常、個別試験を適用する。

3. 性能の区分

3.1 基準性能 基準性能は、機器の性能評価を行うときの基準となる値を表すものとする。その主な基準動作条件における性能は、次のとおり。

(1) **誤差に関するもの** 精度定格、最大誤差、ヒステリシス差、直線性又は一致性、不感帯など

(2) **動特性に関するもの** 時定数、むだ時間、整定時間、応答時間、行過ぎ量など

(3) **安定性に関するもの** ドリフト、ウォームアップ時間など

(4) **その他** 耐電圧、絶縁抵抗、消費電力など

3.2 影響変動 影響変動は、外部影響量の変化に基づく機器の誤差で、基準性能に含まれる誤差に対する付加誤差の大きさをいう。機器に影響変動をもたらす主な外部影響量には、次のものがある。

(1) **環境条件に関するもの** 温度、湿度、振動、衝撃、磁界など

(2) **据付条件に関するもの** 取付角度など

(3) **動力源及び入出力条件に関するもの** 電源電圧、電源周波数、電源瞬断、過大入力、コモンモード電圧、信号源インピーダンスなど